

【兵庫県】水産物供給基盤機能保全事業実施箇所図

※記載している事業内容は、当初の予定であり、年度途中で変更することもあります。

管理者区分		漁港種別
県	市町	
●	○	第1種漁港
▲	△	第2種漁港
■	□	第3種漁港

第1種漁港：利用の範囲が地元の漁業を主とするもの
 第2種漁港：利用の範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さないもの
 第3種漁港：利用の範囲が全国的なもの



室津漁港（事業実施期間：令和5年度～）
 令和8年度実施予定施設：-2.0m物揚場(湾奥部)
 次年度以降実施予定施設：南港区物揚場他

坊勢漁港（事業実施期間：令和7年度～令和8年度）
 令和8年度実施予定：機能保全計画書更新

尾崎漁港（事業実施期間：令和7年度～令和8年度）
 令和8年度実施予定施設：航路浚渫

